



国民健康保険(国保)についてのお知らせ



国民健康保険税の税率が変わります ～国保の安定した運営のため、ご理解とご協力をお願いします～

国民健康保険は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるよう、加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、お互いに助け合う医療保険制度です。

病院などでかかった医療費は、加入者が一定割合を支払い、残りの費用は国保が負担しています。保険税は、こうした医療費の支払いに必要な不可欠な財源となっています。

令和元年度以降、国民健康保険基金(貯金)を使い税率の上昇を抑制してきたところですが、1人あたりの医療費負担が増加傾向にあることや基金の状況から、大変厳しい財政状況が予想されます。

将来にわたり国保制度を安定的に継続していくため、加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

令和5年度国民健康保険税率



今年度の税率変更のポイント

- ・法令の改正に伴い、課税限度額を見直しました。
- ・「所得割額」の税率を見直しましたが、令和5年度も国民健康保険基金を活用することで、保険税の大幅な上昇を抑制しました。
- ・応能・応益(注1)の割合を考慮し、均等割額・平等割額の改正を行いました。

国民健康保険税(年間)			令和4年度	令和5年度
医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	7.0%	7.0%
	均等割額	加入者1人につき	29,200円	30,500円
	平等割額	1世帯につき	20,000円	20,800円
	課税限度額		650,000円	650,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	2.5%	2.8%
	均等割額	加入者1人につき	10,000円	11,500円
	平等割額	1世帯につき	6,900円	7,800円
	課税限度額		200,000円	220,000円
介護納付金分	所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	2.25%	2.3%
	均等割額	加入者1人につき	11,500円	11,900円
	平等割額	1世帯につき	5,800円	6,100円
	課税限度額		170,000円	170,000円



(注1) 応能:経済的負担能力に応じたもの(所得割額)
応益:被保険者数や世帯に応じたもの(均等割額+平等割額)

住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーションしのぶ
訪問ケアステーションなぎさ
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278

わたしたちにできること
それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

国民健康保険税の軽減制度

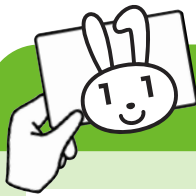
世帯主（国保未加入の世帯主を含む）と被保険者、特定同一世帯所属者（注2）の前年中の総所得金額などの合計額が次の軽減判定基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が一定割合（7割・5割・2割）軽減されます。

ただし、低所得世帯でも所得申告されていない場合は、軽減の対象となりません。
また、軽減判定基準額を引き上げることで、軽減制度を拡充しました。

軽減割合	軽減判定基準額	
	令和4年度	令和5年度
7割軽減	「43万円+B×10万円」以下の世帯	「43万円+B×10万円」以下の世帯
5割軽減	「43万円+(B×10万円)+(28.5万円×A)」以下の世帯	「43万円+(B×10万円)+(29万円×A)」以下の世帯
2割軽減	「43万円+(B×10万円)+(52万円×A)」以下の世帯	「43万円+(B×10万円)+(53.5万円×A)」以下の世帯

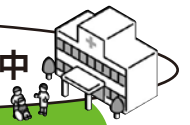
A・・・世帯の被保険者数 + 特定同一世帯所属者数
B・・・給与所得を有する者または公的年金等に係る所得を有する者の数から1を引いた数

(注2) 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

利用できる医療機関は順次拡大中



より良い医療が可能に！
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



自身の健康管理に役立つ！
マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



オンラインで医療費控除がより簡単に！
マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



健康保険証としてずっと使える！
就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



保険証として利用するには申し込みが必要です！

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、申し込みが必要です。申し込みは『マイナポータル』で行うことができます。

▼マイナポータル

子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができたりする自分専用のサイトです。



圃住民課 ☎388-1115

令和5年7月号
第1154号